

飯田町町会会則

第一章 総 則

第1条 本会は千代田区飯田町町会と称し事務所を会長指定の場所に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り併せて共同の福祉を増進する事を目的とする。

第二章 会 員

- 第3条 (1) 本会の会員は飯田橋1・2丁目と九段北1丁目地域内に居住する世帯主及び事務所、営業所、工場等を有する代表者又は管理者をもって組織する。
(2) 会費は下記町会費算定基準による町会費（月額）を負担するものとする。
町会費の納入は6ヶ月又は1カ年分をまとめて納入するものとする。
1. 一般世帯 一口 500円以上
2. 事業所（法人） 一口 1,000円以上
◎ マンション等は各世帯数に応じて算出、管理責任者一括納入を願う。

第三章 事 業

第4条 本会は第2条の目的達成の為下記の事業を行う。

- (1) 会員の慶弔、慰問、表彰、厚生娯楽。
- (2) 保健衛生、防犯防火、防災活動、交通安全。
- (3) 清掃美化、街路照明、青少年の健全育成。
- (4) 氏神祭典、文化事業、福祉事業。

第5条 第4条の事業を行うため次の部を置く。

- | | | | |
|----------|---------|----------|------------|
| (1) 総務部 | (環境係) | (2) 財政部 | (3) 交通・防犯部 |
| (4) 青少年部 | (5) 法人部 | (6) 福祉部 | (7) 防災部 |
| (8) 女性部 | (9) 会計部 | (10) 祭儀部 | |

第6条 町内に班を設ける。

第四章 役 員

第7条 本会は下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監査役 2名

第8条 役員の選任は次の方法で行う。

- (1) 会長、理事、監査役は総会において、選挙または氏名推薦制により選任する。
- (2) 副会長、常任理事は会長が理事より選任する。

第9条 会長は本会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

第10条 常任理事、理事は会務を審議し事業の執行に当たる。

- 第11条 第4条の事業を行うため、部に部長、部員を置き、班に班長を置く。
部長、部員は会長が選任し、班長は班にて互選する。
- 第12条 監事は会計事務を監督し隨時監査を行う。
- 第13条 役員の任期は2カ年とする。但し再選を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残存期間とする。役員は任期満了後も後任者の決定まで職務を行う。
- 第14条 本会に名誉顧問、顧問並びに相談役を設くる事を得る。

第五章 会 議

- 第15条 本会の会議は下記の通りとする。
- (1) 定時総会 予算、決算ならびに会務の全般について審議、決定を行う。
 - (2) 臨時総会 会長が必要と認めたる時、または会員の3分の1以上の申し出があった時開催する。
 - (3) 常任理事会 会長、副会長、常任理事にて構成し、第4条の目的達成のため、企画立案をなし、会務を遂行する。
 - (4) 理事会 会長が必要と認めたる時、召集する。
 - (5) 班長会 会長が必要と認めたる時、召集する。
 - (6) 委員会 常任委員会の承認を得て、会長が特定の目的のため設置する。
- 第16条 会議の議長は会長とし、議事は出席者の過半数により決定し可否同数の時は議長の裁決による。

第六章 会 計

- 第17条 本会の維持費は会員の会費其の他の収入を以て充てる。
- 第18条 会計年度は4月1日より翌年3月31日に終わる。
- 第19条 会計部長は年度終了後速やかに決算報告書を作成し監事の監査を経て総会の承認を受くるものとする。
- 第20条 町会基金は臨時総会を開き出席者の3分の2以上の承認を得なければ支出することが出来ない。

第七章 附 則

- 第21条 本会に下記の帳簿を備え会員の請求により閲覧に供するものとする。
- (1) 会員並びに役員名簿
 - (2) 会費徴収台帳
 - (3) 金銭出納帳 諸証票
- 第22条 本会則の変更は総会に於いて承認を得て行うものとする。
- 本会則は昭和31年4月1日より実施する。
- 本会則は平成元年4月1日より改訂実施する。
- 本会則は平成5年9月1日より改訂実施する。
- 本会則は平成14年4月1日より改訂実施する。
- 本会則は平成15年4月1日より改訂実施する。
- 本会則は平成22年4月1日より福利厚生部を福祉部に改訂実施する。
- 本会則は令和4年4月1日より婦人部を女性部に改訂実施する。
- 本会則は令和4年4月1日より祭儀部を設置実施する。